

○神戸親和大学研究インテグリティの確保に関する規程

令和6年7月26日

制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸親和大学（以下、「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下、「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のあ
る研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、研究活動を行う教職員、学生等、本学において研究活動
を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、
本学に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、学長は、研究
インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、副学長をもって充てる。

(委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する次に掲げる重要事項を審議するため、委員会を設
置する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規程等の制定及び改廃の提案に関する
事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

2 委員会は、研究倫理委員会をもって充てる。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。相談窓口は、
委員会の委員をもって充てる。

(事務)

第8条 研究インテグリティの確保に関する事務は、大学事務局 庶務担当が担当する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係る必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月26日から施行する